

令和7年第7回(12月)大潟村議会定例会
生活産業常任委員会 会議記録
【 生活環境課・農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和7年12月5日(金)		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和7年12月5日(金) 9:00~11:41		
出席委員 (6名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委員 松本 正明
	委員 黒瀬 友基	委員 菅原 史夫	委員 大井 圭吾
欠席委員 (0名)			
出席職員 (10名)	<p>【生活環境課】</p> <p>課長 薄井 伯征 主査 渡辺 祥達 主査 荒関 智彦 主査 佐藤 洋平 主事 三浦 紳</p> <p>【農業委員会】</p> <p>事務局長 澤井 公子</p> <p>【産業振興課】</p> <p>課長 伊東 寛 主査 小形谷 範子 主任 佐藤 真悟 主事 土井 健太郎</p>		

付託事件	議案第82号 大潟村村民センターの指定管理者の指定について
	議案第83号 大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について
	議案第84号 産直センター潟の店の指定管理者の指定について
	議案第85号 大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について
	議案第86号 大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について
	議案第92号 令和7年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第96号 令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案
	議案第97号 令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
	陳情第13号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情
要望第2号 大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い	

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>(開会 9:00)</p> <p>ただいまから、生活産業委員会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席委員数は6名です。定足数に達しておりますので、この委員会は成立します。</p> <p>委員会の会議記録の作成は当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案を確認します。</p> <p>議案第82号「大潟村村民センターの指定管理者の指定について」、 議案第83号「大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について」、 議案第84号「産直センター潟の店の指定管理者の指定について」、 議案第85号「大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について」、 議案第86号「大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について」、</p> <p>議案第92号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」、 議案第96号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」、 議案第97号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」、 陳情第13号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」、 要望第2号「大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い」、</p> <p>の以上10件です。</p> <p>それでは当委員会に付託された議案について、審査に入ります。</p> <p>はじめに議案第82号「大潟村村民センターの指定管理者の指定について」、当局の説明を求めます。</p>
三浦主事	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
松本委員	<p>5年間の合計が6,119万円ということで、前回の5年間よりも700万円ほど増加していますが、主な理由を教えてください。</p>

発言者	発言要旨
三浦主事	<p>人件費の増加が主な要因となっております。</p>
黒瀬委員	<p>審査結果についての各項目の点数配分についてですが、共通事項としては、各5点満点で審査員が5名ということでしたが、そこに対しての各項目で30点、20点、30点、20点はこういった配分になっているのでしょうか。</p>
渡辺主査	<p>審査項目は、指定管理者募集要項で定められております。その詳細ですが、1番目に「村民の平等利用の確保」、これは利用者の平等な利用が確保されなければ即失格となる必須項目です。</p> <p>2番目に「公の施設の設置の目的の効果的な達成」とあります。こちらが30点となっており、5項目あります。ア、施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか、イ、施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか、ウ、利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか、エ、利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか、オ、地域、関係機関等との連携が図られるものであるか。</p> <p>3番目の「効果的な管理」ですがこちらが20点となっておりまして2項目あります。ア、収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか、イ、経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか。</p> <p>4番目の「適正かつ確実な管理を行う能力」が30点となっておりまして、こちらが8項目あります。ア、団体の経営状況は、安全かつ健全か、イ、団体の実績はどうか、ウ、人員配置は適正か、エ、経理的な基礎が備わっているか、オ、技術的な基礎が備わっているか、カ、職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか、キ、安全管理は適正か、ク、個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか。</p> <p>5番目の「その他必要な事項」ですが、こちらが20点で2項目あります。ア、地域経済の活性化に資するものであるか、イ、地域の観光振興に対する取り組みがなされるものであるか。</p> <p>以上の項目について各委員の採点をいただいたものであります。</p>
黒瀬委員	<p>今言っていた詳細な項目ごとに5点満点で点数をつけていくような感じになってると思いますが、それぞれの配分を教えてください。</p>
渡辺主査	<p>今説明した項目一つ一つについて、5点が特に優れている。4点が優れている。3点がやや優れている。2点がやや劣っている。1点が劣っている、</p>

発言者	発言要旨
	<p>という基準で評価をしていただいております。</p>
黒瀬委員	<p>点数としてはこれで出てくるんですけども例えばその審査に関する意見、例えば具体的にここが不足しているとか、優れているとかそうしたものは無いのでしょうか。</p>
薄井課長	<p>最終的な審査結果という形ではお手元に配付しております表でお配りしております。実際の具体的な議論は、審査委員会の中で行われており、詳細については承知しておりませんが、各委員が提出資料等々に基づき議論内容を踏まえ、ご判断いただいたものと認識しております。</p>
工藤委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 82 号「大潟村村民センターの指定管理者の指定について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 82 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 86 号「大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について」、当局の説明を求めます。</p>
渡辺主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
齋藤副委員長	経費の増加について、相対的にといいますか村民センターに比べると上がり幅が少ないように見えるのですが、要因をもう少し詳細に教えていただきたいと思います。
渡辺主査	値上がりの理由についてですが、こちらも人件費の上昇分を見込んだためです。また、電気代が値上がりしておりますので、そちらの部分も考慮した値上げとなっております。
齋藤副委員長	そういう意味で言いますと 82 号の村民センターも人件費が値上がりの理由だったかと思うんですが、ソーラースポーツラインの維持管理業務については、あまり人件費の増っていうのは大きく影響しないのか、それともシルバー人材センターとルーラルで人件費の上がり方の幅が違うということでしょうか。
渡辺主査	スポーツラインについては、業務をするのがルーラルの社員ですので、その方の人件費上昇分は 1%で積算されています。シルバーの人件費上昇分については 5%ですので、その差が人件費上昇幅の差として出ております。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 86 号「大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 86 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課部分について、当局の説明を求めます。</p>
渡辺主査 荒関主査 三浦主事	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
黒瀬委員	<p>清掃費の計画策定事業費の負担金ですが、広域化に向けて、補助事業を得るためとの説明でしたが、計画自体は今年度で策定を完了し、今回だけの予算という考え方でよろしいでしょうか。</p>
渡辺主査	<p>こちらに予算計上している計画は今年度のみのもとなっております。その他施設建設にあたり様々な計画を今後、策定していきますが、それは次年度以降のものとなります。</p>
菅原(史)委員	<p>説明で補助金対象とかいうお話だったと思うのですが、秋田市に支払って、補助金は各自治体に直接来るのでしょうか。</p>
工藤委員長	<p>休憩します。(9:29)</p> <p>再開します。(9:32)</p>
渡辺主査	<p>今回計上した予算については、補助対象を目指すための計画策定の費用のため、一般財源となります。</p>
黒瀬委員	<p>常備消防費で男鹿地区消防一部事務組合負担金について、負担金自体は全然問題ないのですが、関連して、4月1日から新しく男鹿潟上南秋消防組合ができると思いますが、そこに対する負担金等何らかの経費が今後出てくるのでしょうか。</p>
荒関主査	<p>新消防組合で、4月1日までに必要になるものについて、補正予算の増額分に含まれております。</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>いわゆる初期費用に当たるものですが、その中身としては、無線のライセンス、公印、身分証、財務、文書、庶務、人事などのシステムを準備する必要があり、それを含んだ額となっております。</p> <p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結します。採決は産業振興課部分が終了した後に実施します。</p> <p>次に、議案第 96 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
菅原(史)委員	<p>38 万円の補正により、財務諸表のどこの数字がどういうふうになるのか参考までに教えてください。</p>
荒関主査	<p>まずは、貸借対照表の流動資産の現金預金です。給料が 38 万円上がるので、現金支出がその分増えることとなります。あわせまして必ず右側も同じだけ増減します。固定負債と流動負債ではないので、資本が減る形になります。</p> <p>次にキャッシュフローですが、給料なので、業務活動によるキャッシュフローに影響するものになります。ここの当年度純利益は 38 万円分の人件費分が減少しており、最後の資金期末残高になります。</p>
工藤委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>それでは討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 96 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 96 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 97 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。</p>
荒関主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
菅原(史)委員	<p>図面等をまだ見てないような気がしますが、体育館が南側に増築されることで実際は何メートル影響が出るのでしょうか。</p>
荒関主査	<p>簡易図面になりますが、10 月 3 日の全員協議会で簡易的なレイアウト配布されたかと思います。</p> <p>実際どう切り回して何メートル影響があるのかについては、この設計で実際に試掘して、地下水の影響などを見て判断することになります。ただ、影響する部分が野球場から体育館までのわずかな間ですので、20 メートル程度ではないかと想定はしております。</p>
菅原(史)委員	<p>横道にそれで申し訳ないですが、大雨の関係で、相変わらず詰まるといった話を結構耳にしますが、大雨時の対策については検討されているのでしょうか。</p>
荒関主査	<p>今回の 9 月豪雨でも、排水不良により非常にご不便をおかけしてしまうことが多々ありました。水自体がはけるのにも、ものすごい時間がかかってしまい、はけた後も流下物による閉塞などが発生し、その後の対応が必要なも</p>

発言者	発言要旨
薄井課長	<p>のもありました。対応策については、具体的にどう直せば村全体が良くなるというのが、なかなか見つからないのが現状で、有効な手段がないか模索している状態です。</p> <p>ただこれも箇所を特定できるものではなく、様々な原因がありますので、いろんな角度から探っている状態です。</p> <p>下水管に関しましては今荒関主査が申し上げた通りですが、来年度に向けて検討しておりますのは、まず地表の水をできるだけスムーズに滞留しないよう排水するといった点です。今年も流量の調査を実施しておりますが、あわせて大雨の際に滞留箇所の確認をしておりますので、そういったところの泥上げ等々も含めて対応し、滞留しないような対応が必要と考えております。下水に関しては、ポンプでなくて自然流下ですので、なかなか抜本のかつ効果的な対応というのが難しい状況ではあります。そうは言っても、日常生活に支障が出てはいけませんので、個別にこれまで同様、原因を分析しながら対応を考えてまいりたいと思っております。</p> <p>いずれにせよ、総合的に大雨降ったときにどういった状況が想定されて、どういうふうに排水の確保を行って、スムーズに流すのかといった調査、そして現状の把握も行っているところでございますので、そういった予算を当初予算に計上してまいりたいと思っております。</p>
菅原(史)委員	<p>下水が逆流してるところは毎回同じところなんですよ。場所的にはわかってます。実際にそこに住んでる人が日常的に大雨降ったら、トイレ行けないので実家に帰るといった話も聞いてますので、喫緊の課題だと思っております。総合的なことも当然考えないといけません、個別のことも最優先で考えていく行政の姿勢は大事だと思います。その辺もあわせて早急に検討していただきたいと思っております。</p>
薄井課長	<p>承知いたしました。</p>
工藤委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは討論を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第 97 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
工藤委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 97 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、産業振興課の審査に移りますので、当局は交替してください。</p> <p>なお、一般会計補正予算案の採決に入る前にまた呼びますので、課長と書記の方は戻って同席してください。</p>
工藤委員長	<p>休憩します。(10:00)</p> <p>再開します。(10:14)</p>
工藤委員長	<p>それでは、次に産業振興課と農業委員会の産業部門についての審査を行います。議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号については、一括の説明と質疑を行うこととしてよろしいでしょうか。</p>
工藤委員長	<p>【異議なしの声】</p> <p>議案第 83 号「大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について」、議案第 84 号「産直センター潟の店の指定管理者の指定について」、議案第 85 号「大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について」、当局の説明を求めます。</p>
小形谷主査	<p>【資料に基づき説明】</p>
工藤委員長	<p>ただいまの説明について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>それでは、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第 83 号「大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 83 号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に議案第 84 号「産直センター潟の店の指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 84 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に議案第 85 号「大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
工藤委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって議案第 85 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の当委員会に付託された部分のうち、産業振興課、農業委員会に関する部分について、当局の説明を求めます。</p>
佐藤主任 澤井局長 小形谷主査	<p>【資料に基づき説明】</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。
大井委員	夢ある園芸産地創造事業ですが、先ほど大豆に係るドローンと聞いたのですが、大豆も園芸というものの対象になりますか。
土井主事	夢ある園芸産地創造事業は大豆も補助対象となっております。
大井委員	基本的に米以外何でも対象になると考えてもいいですか。
土井主事	米以外対象になるというよりは、県の事業の中で品目が決められており、県の品目にはないものは、対象に加えたい品目の生産量などを県に提示して承認してもらう形になるので必ず米以外対象になるというわけではありません。
大井委員	品目によるということですが、旧夢プランでハウスの補助のイメージもあったんですけど、それと一緒に考えてもいいですか。あとこのドローンは、大豆以外に他のものに使ってもいいとか、そういう縛りはありますか。
土井主事	先ほどおっしゃっていただいたように旧夢プランのハウスと一緒にものと考えて良いです。また大豆に使用すると申請したものなので、それ以外の作物に使用はできないので、事前にこちらの方で大豆に使うようにという指導を行うようにしております。
大井委員	大豆以外には、使うことはできないという認識で良いですか。
土井主事	そうです。
大井委員	あと、今回3件申請していて1件ドローンっていうことは、残りの2件は今回申請できないって聞いたんですけど、2件はどういった事業になりますか。
土井主事	1件はトマトのパイプハウスと、もう1件はかぼちゃのソーヤーや電動のはさみなどです。その2件は来年度の当初予算で行う予定です。

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>休憩します。(10:41)</p> <p>再開します。(10:42)</p>
松本委員	<p>南部排水機場の雷被害の件について何点かお聞きします。災害復旧に 360 万円出していますけどもこれに関して、災害に関しては後に交付金として補填されるのかということが 1 点と、もう一つ今回 3 月に雷が発生して、8 月に査定して、12 月に補正を組んでということで、災害が起きてからの期間が長く、復旧しているのか、それともこれから復旧するのかということと、あともう一つ南部水機場の雷いろんなどこでもあるんですけどもそういった施設に対して、雷は保険適用になるかどうかわかんないですけどもそういった保険とか対応しているのかどうか、この三つお聞きしたいと思います。</p>
佐藤主任	<p>災害復旧債につきましては、申し訳ございませんが総務企画課の担当になります。続いて松本委員おっしゃるように 3 月に被災、その後 8 月 20 日に査定、今回 12 月での補正ということで期間が空いているということですがけれども、こちら事務手続きを全て県の方で行っておりまして、村としては報告を受けての対応ということでございましたので、県、国との調整に時間を要したというものでございます。その後、地元負担の協議に関しまして、県を通じて村と土地改良区で負担割合について協議しましたが、そちらに関しましても、2 者 3 者を挟んでの協議であったため少し時間を要してしまったということになります。建物被害の保険に関しては、こちらは県の施設になるので、確認いたします。</p>
伊東課長	<p>補足になりますけども、保険は県の方に聞かないとわからないですけども、今回南部排水機場の全てのものが故障したわけではなくて、ある程度被雷針によって制御されている部分とそうでない部分がありましたが、そうでない部分っていうのが今回被災されたということで宿舎の方に電子送信されるような装置が全て駄目だったということでございます。県が国の方に予算折衝する際に、今後のことも考えまして、落雷が起きたとしても、今回このような被害が起きないように措置を予算で追加要望したんですけども、あくまでも現況復旧ということなので、それは別予算でという話がありました。その措置については、県単独でつけていただくということでありまして。今後それがつけることによって落雷があっても大丈夫なのかなとは思っていますけどもちょっと保険については確認しないとわからないです。</p>

発言者	発言要旨
松本委員	これから復旧なんですか。それともまだ復旧が終わっていませんか。
伊東課長	これからの復旧になります。今現在は県の方で応急処置で対応しているということでございます。
黒瀬委員	交流宿泊等誘致政策推進事業ですけれども、今までの実績としてどれぐらいあるのかということと、対象は視察等も含めるとかそういう話あったと思いますが、どういった団体だとか年齢だとか学生なのかだとか視察なのか、そういった属性って基本的に把握されているのかが一点と、今年度どれぐらいを見込んでいてどれぐらい来ているので、今回のこの先の見込みとして何件ぐらい何泊ぐらいっていう考えなのかその辺りを教えていただければと思います。
小形谷主査	実績についてですが令和6年度は29団体、431万2,500円、令和5年度が27団体で385万3,000円です。コロナ以前の平成30年度で言いますと36件で、640万6,500円になります。対象ですけれども、先ほど黒瀬委員がおっしゃったとおり、農業体験や企業団体等の村内視察の研修に伴う宿泊も対象となっております。令和6年11月1日より一部要件を拡充しましたということで説明しましたが、拡充した内容としてはこれまで村内のスポーツ施設、体育館であったり、グラウンドであったりとか、そういうところを使って合宿を行った場合を対象としていましたが、例えば、男鹿市でのサッカーの大会に伴って大潟村に宿泊する方、また三種町の体育館でのバスケットボールの合宿を行った団体が大潟村に宿泊した場合も、対象とするということで拡充しているところです。属性については、基本的に全て把握しています。どういった理由で、選手が何名、コーチが何名というところは把握している状況でございます。今年度の見込みにつきましては、上半期4月から9月までは、285万2,000円でした。令和6年度は上半期で300万円を超えているので、上半期までで見ると利用者は減となっています。その理由としては、県立高校のオリエンテーションが春先になかったことや、秋田市内の塾の勉強合宿が少し縮小している等の要因で減にはなっているものです。しかし、先ほど説明した改正に伴って、男鹿市を会場にサッカー大会が行われましたので、そちらに参加した県外のチームが3件、大潟村に宿泊しているということもございまして、日本パラローリングの合宿も今年度ございました。毎年行われている高校のバレーボールの県北とか青森の方面の学校の合宿に参加校が増えているということもございまして、そういったのも増には

発言者	発言要旨
	<p>なっているところです。今後の下半期で今年度 272 万 8,000 円を見込んでいます。先ほどの上半期と下半期を合わせて、合計で 558 万円を見込んでいるということで不足額の 58 万円の増額をお願いするものでございます。今後の合宿の見込みとしましては、先ほど説明した高校のバレー合宿、今まで夏だけだったんですが、冬もやりたいということで問い合わせがあること、あとは 12 月に三種町で開催されるバスケットボールの大会に伴って宿泊するチームということでこちらで全てで 76 万円ほどの結構大きな大会でございましてそういったものも見込んでいるといったところでございます。</p>
黒瀬委員	<p>わかりました。ありがとうございます。ちなみに参考までにですけどこのバレー合宿っていうのはホテルに泊まって村民体育館等でやっているっていうことですか。</p>
小形谷主査	<p>そうです。こちらの毎年行われている高校バレーの合宿については村民体育館を利用させていただいております。</p>
黒瀬委員	<p>来年はできないでしょうけれどもその先に何かこれは営業的な話なんだろうけれども、来年が空いてしまってというのは何か対応ってされているのでしょうか。来年 1 年やらないことになるので、毎年続いていたのであれば良いのですが、そこで他に行ってしまうとそこで終わるっていう可能性もあるのかなと思いました。そこあたりは何か把握していたり何か対応などは考えておられますか。</p>
小形谷主査	<p>体育館の増改築に伴って来年度 1 年間休館する場合、使用できなくなるということもございますので、まずは体育館の方できちんとこれまで利用してきた団体の方に説明していただくとともに、次年度、改築後も使用していただきたいという説明をしていきたいなと思っておりますので、教育委員会と連携して行っていきたいと思っております。なお、このバレーボールの合宿についてですけど、以前は体育館が使えない時期があつて若美体育館でやったという実績もございますので近隣のところを案内しながら、宿泊は村の方で引き続きお願いしたいというような、そういった声かけもしていければなと思っております。</p>

発言者	発言要旨
黒瀬委員	債務負担行為の桜と菜の花まつりの実行委員会 400 万円ということで、先ほども 100 万円増えてというお話だったんですけども、ひまわりまつりも桜と菜の花まつり実行委員会が主催でやられているのでしょうか。また来年もそのようにやっていくのでしょうか。
小形谷主査	ひまわりまつりにつきましては今年度初めての開催ということもございまして、会場も桜と菜の花会場と同じでございましたので、桜と菜の花まつり実行委員会の方でひまわりまつりを開催しようということで決定し、開催しました。名前が桜と菜の花まつり実行委員会ではあるんですけども、その名称については改めて検討するにしても、引き続きイベントについては、両イベントを、一つの実行委員会でやっていきたいと考えております。
菅原(史)委員	歳入の方の農業委員会費補助金の農地利用最適化交付金ということで、これは毎年行っているものですか。
澤井局長	農地利用最適化交付金というのは今までもありましたが、メニューとして、今までは事務費にだけ交付金をいただいておりますが、令和 7 年 3 月に条例改正をして、人件費の部分も利用していこうということで、農業委員の報酬を支払うという条例改正をいたしました。農業委員の活動実績に応じた報酬を支払う場合は、交付を受けられるということで今年度から新たに農業委員の実績給を支払うのでその分の最適化交付金をいただくということになったものです。今回補正させていただいたのは 3 月で条例改正をしましたが、こちらの交付金は、昨年度の農業委員の活動実績に応じて、決定になるということで、今回内示がありましたので、補正をさせていただいております。
菅原(史)委員	これは今までの金額より、対象が増えたということで、県から来た補助金は、増えたことになるという理解でよろしいんですか。
澤井局長	今までは事務費ということで、農地パトロールの際に使っているタブレットにかかる使用料と通信料 7 万 8,000 円をいただいておりますが、今回は報酬を支払うということで、その分増額になります。今回内示があったのが 92 万 5,000 円ということでしたので、その差額を補正しています。歳入では 84 万 7,000 円になっていますが、そのうち実績給の部分が 84 万 6,000 円、事務費が 1,000 円増となっております。

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	今まではそれは適用されなかったということですか。適用されなかった理由は県なのかそれとも村の条例が整備されてなかったからなのかどちらですか。また、条例が整備されていれば、以前からもらえたというとの理解で良いですか。
澤井局長	令和4年度から農業委員の活動実績を日誌として提出して頂いております。その実績を把握した上で、各市町村が条例で委員の活動実績に応じた報酬を支払うことを規定する必要があります。準備期間も含めて数年経ちましたので今年度から、その活動実績分を報酬として支払うことにしたものです。
菅原(史)委員	これからもそのような形でやっていけば、県からの補助ということで継続的にいただけるということでしょうか。
澤井局長	その通りです。
菅原(史)委員	26ページの補助金の農業振興費なんですけど、先ほど農業支援サービスサポート事業の中で、ソフト部門でドローンの資格ということで、217万円っていう大きな数字が出来たんですけど、これは1人じゃなくて、何人か分というような理解でよろしいんですか。
佐藤主任	こちらは13名分の資格取得に係るものになります。
菅原(史)委員	どこかの組織や法人という認識でよろしいですか。
佐藤主任	その通りでございます。
菅原(史)委員	先ほどの宿泊補助の件ですが、来てくれるところが補助があるので来てもらったのか、それとも結果的にそれが対象になったのかをお聞きしたいです。
小形谷主査	どちらかという定かな回答ではないんですけども、ホテルサンルーラルの方でもこの合宿誘致の担当がおりまして、市内のスポーツ団体や塾とかに営業を行っているということもございます。あとは拡充したのに伴いまし

発言者	発言要旨
菅原(史)委員	<p>て、三種町や男鹿市などの周辺のそういったスポーツ大会を主催する団体の方に助成がありますというお知らせをしております。そこから参加者の方にお伝えしているかは定かではないんですけどもそういった形で広く周知はしているところでございます。</p> <p>交流事業ってということでやっているの、それがあって非常に興味を持ってもらって来てもらえるっていうのはこの事業の一つの目的だと思いますので、ぜひ、それは今後ルーラルと連携して、やっていただければというふうに思います。あともう1点ですが、冷温水発生機の更新の件なんですけど、毎年冷温水発生機の更新や修繕の話がでていと思うのですが、どのぐらいもつものなのかというのと、その機械が良いものなのかどうかも含めてどのようにお考えですか。</p>
小形谷主査	<p>温泉保養センターの冷温水発生機につきましては、1号機と2号機の2台でございます。交互で動かしていて、夏や冬の一番使うときは2台同時に動かしているといった状況でございます。令和7年度に2号機の交換工事を行っており、先日ちょうど工事が完了しまして、検査も行ったところでございます。冷温水発生機の交換推奨運転時間というのが、4万時間で交換推奨年数が12年ということでございます。今回1号機につきましては、平成23年度に設置しておりますので、13年経過しています。運転時間も今6万4,000時間ということで4万時間を超えている状況ということで、その間も修繕等も行っておりまして、故障頻度が多くなってきていること、またいつ止まるかわからないといったこともございますので、令和8年度の当初予算でお願いする予定でございましたが、納期等もございますので、12月補正でお願いするといった状況でございます。</p>
菅原(史)委員	<p>はい、わかりました。冷温水発生機と頭にあったのは2号機の方をこの前修理したからですね。今回は1号機ということなんですね。</p> <p>これ交換推奨年数が12年ということで、大体のメーカーで10年ぐらいしかもたないことが結構あるんですけど、この交換部品っていうのはある程度この推奨年数ぐらいは最低でももつということでよろしいんですね。</p>
小形谷主査	<p>はい。そうだと思います。</p>
工藤委員長	<p>他にございませんか。</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の質疑を終結します。当局は関係課の課長を呼んでください。</p>
工藤委員長	<p>休憩します。(11:09)</p> <p>再開します。(11:12)</p>
工藤委員長	<p>休憩前に引き続き、討論を行います。討論ございませんか。</p>
工藤委員長	<p>【なしの声】</p> <p>それでは討論を終結し、採決を行います。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。</p> <p>議案第 92 号「令和 7 年度一般会計補正予算案」について当委員会に関係する部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
工藤委員長	<p>【全員挙手】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって議案第 92 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、陳情等の審査に移りますので、当局は課長と書記の方々を残して退席をお願いいたします。</p> <p>陳情第 13 号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」についてを議題といたします。初めに配付資料の黙読をお願いいたします。</p>
工藤委員長	<p>【資料の黙読】</p> <p>それでは、本案件について、ご意見ございませんでしょうか。</p>
菅原(史)委員	<p>ちょっと当局にお聞きしたいんですけど、このインボイス関係で影響を受けると思われたのは、シルバー人材センター会員と業務委託契約みたいな形</p>

発言者	発言要旨
薄井課長	<p>になっていて、だから消費税が発生するが、個人事業主ということになると、その分の消費税分は払わなきゃいけないということが出てきて請負金額に影響してきて、いろいろ問題っていうか課題があったらしいんですけどその辺について指定管理も含め、何か聞いていますか。</p> <p>菅原委員がおっしゃった課題は認識しておりますが、その後具体的にどういう対応をシルバー人材センターの方で取っているのか、あるいは対応しているのかという情報は今持ち合わせておりません。申し訳ありませんがよろしくをお願いします。</p>
菅原(史)委員	<p>私が聞いた範囲では組織として、要は組織の本来の利益というか運営費が大きく圧迫してしまっているということで、経過措置がなくなったときに非常に頭が痛い問題だっているようなことはちょっと聞いていたんですけど、確かに村の農家は 1,000 万円以上なので元から消費税課税対象の方ばかりなので、ただ面倒くさいことは面倒くさいので、まず経過措置についてはいろいろと考えて欲しいというのは私の考えです。インボイス制度廃止っていうのは果たして今からどうなのかっていうのはちょっと疑問がありますが、まずインボイス制度の負担軽減、経過措置を継続ということについては賛成します。</p>
齋藤副委員長	<p>この経過措置がなくなったときにだいぶ小規模事業者並びにフリーランスの方々の影響が大きく廃業する可能性があるというような報道もありましたし、その産業振興の観点からするならば、やはり小規模事業者等はある程度優遇というののもあれですけど、消費税に関しては事業のしやすさですとか利益の部分の観点からすれば、特例措置は続けた方が長期的には良いのではないかというふうに考えていますので私としても特例措置の方の継続を支持する意見でございます。</p>
黒瀬委員	<p>小規模事業者への配慮という部分はわかるのですが、この要望自体は、インボイス制度廃止を目指し経過措置として実施された 2 割特例 8 割控除の継続を求めますっていうのが意味合いとして求めるならどっちかなのかなという気がしてしまっていて、非常に曖昧で、結果的にはそのインボイス制度の廃止までは求めてないような意味合いにも取れてるというか、現実的にそこではなくて、結果的に小規模事業者に対しての経過措置というか優遇措置といえますか、そこだけを残したいというような意味合いにも取れる部分があり</p>

発言者	発言要旨
	<p>ますので、そこあたりの意見書の内容が、整合性がという部分で、ちょっと悩ましい部分がありまして、やるならどちらかかなと思うので、一旦これに関しては個人的には反対というように感じています。</p>
工藤委員長	<p>休憩します。(11:22) 再開します。(11:23)</p>
松本委員	<p>制度によって大変な小規模事業者というところがあるので廃止というよりも経過措置として、この継続を求めることに対しては必要だと思います。ただし廃止となるとちょっと違うんですけど、先程言ったように趣旨として経過措置は必要だということに関しては賛成します。</p>
工藤委員長	<p>それでは皆さんから意見が出ましたので、採決をいたします。 陳情第13号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」について採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手多数】</p>
工藤委員長	<p>挙手多数であります。 よって、陳情第13号は、賛成多数により、採択すべきものと決しました。 次に、要望第2号大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願いを議題といたします。初めに配付資料の黙読をお願いいたします。</p> <p>【資料の黙読】</p>
工藤委員長	<p>それでは、本案件について、ご意見ございませんでしょうか。</p>
菅原(史)委員	<p>この件に関しては、シン・エナジーから送られて来た内容と理解しておりますし、村からもこの件についての説明は受けてます。 正直言って我々、法的な問題も含めて専門家ではないのでわからないのですが、お互いの弁護士を通し、今いろいろと折衝している最中というのは聞いております。 そういう中で、それがもし不調に終われば裁判ということになると思いますが、いずれ司法の場というか、そういった案件ですので、議会がどうのこ</p>

発言者	発言要旨
黒瀬委員	<p>うのってというのが果たして適切なのかという考えも私自身は持っていますので、要望については、今やる必要はないと思っています。</p> <p>またオーリスへの指導や、村の関与も含めて、3月に条例等でいろいろ整備するという話も出てますので、今の段階ではこの要望については、採択しないということで考えております。</p> <p>要望提出者から別紙の資料も聞いてます。けれどもその内容に関しては以前から話があって当局側からも説明を聞いてる内容で、それぞれの立場のいろんな考え方はあるかなと思います。この中で、経営体質やコンプライアンス意識の欠如に対しというところは非常に個人的にも思うところではあります。</p> <p>ただ一方で、先ほども菅原委員が言われた通りの状況でして、双方の意見がいろいろと異なってる中では、直接的に議会として何か積極的に対応すべき段階ではないのかなと思いますし、地方自治法 221 条に基づくっていう点に関しては現状では対象にならないと考えてますので、私も採択しないということでもいいのではないかと考えております。</p>
大井委員	<p>シン・エナジーから今こういうの来てるんですけど、実際に村当局の方からもうちょっとシン・エナジーはどういう状況なのかというのを、ちょっと伺いたいのですが、いいでしょうか。</p>
薄井課長	<p>シン・エナジー株式会社とオーリスの間で、この案件に関しましては現在協議を行っていると同っております。</p>
工藤委員長	<p>他にご意見ありませんか。</p> <p>【なしの声】</p>
工藤委員長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>要望第 2 号「大瀨村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手なし】</p>
工藤委員長	<p>挙手少数であります。</p>

発言者	発言要旨
工藤委員長	<p>よって、要望第2号「大潟における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い」については、不採択すべきものと決しました。</p> <p>最後に、陳情第13号については採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書を出す必要があります。</p> <p>なおその提出にあたっては、提出者は委員長である私になりますが、作成者は、先ほど採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。</p>
工藤委員長	<p>以上で当委員会に付託のありました案件については全て終了いたしました。これで生活産業委員会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 11:41)</p>